

芦屋市行政事務におけるIT 利用基本方針

令和2年4月

芦 屋 市

目次

第一章 芦屋市行政事務における IT 利用基本方針について	1
1. 1 はじめに.....	1
1. 2 基本方針の位置づけ	1
1. 3 基本方針の期間.....	1
1. 4 官民データ活用推進計画.....	2
第二章 行政事務における IT 利用基本方針	3
2. 1 情報システムの新規導入・更新	3
(1) 情報システムの新規導入	3
(2) 既存情報システムの更新	3
(3) クラウドの活用	3
2. 2 庁内端末等の更新	4
(1) 庁内ノート PC	4
(2) タブレット端末	4
2. 3 電子会議の推進	4
2. 4 働き方改革への取り組み.....	5
2. 5 ICT による業務効率の向上	5
2. 6 オンライン受付の向上	5
2. 7 端末の庁外利用	5
2. 8 オープンデータの取り組み	6
2. 9 緊急時対応力の向上.....	6
第三章 基本方針の推進体制について	7

第一章 芦屋市行政事務における IT 利用基本方針について

1. 1 はじめに

本市では財政再建への取り組みを推進するため、平成16年度に「行政改革実施計画（平成16年～25年）」を策定し、その中で行政改革と一体となった情報化の取り組みについても掲げ、それを実現するために平成17年度に「芦屋市情報化基本計画」を策定し、基幹システムのオープン化や市内ネットワークの整備、文書管理システムの導入など行政システムの効率化の実現に向けて取り組んできました。

その取り組みの結果、情報システムについてはオープン化を完了するなど、本市における情報化技術の利用環境を進展させることができましたが、情報化技術は日々進歩しており、自治体でも導入を検討すべき新たな技術が誕生しております。また、技術の進歩に伴い情報セキュリティの脅威も以前より格段に増してきています。その他に「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」の開始にあわせて他団体の情報システムとの間で情報連携を行うようになるなど、本市の情報政策をとりまく状況にも変化が見られるようになってきています。

そのような状況の中、今後の本市情報政策の基本的な方向性を示すことを目的として、「芦屋市行政事務における IT 利用基本方針」を策定します。

1. 2 基本方針の位置づけ

本基本方針では、情報セキュリティや、市民サービス及び行政事務の効率化に関する取り組みについて、その方向性を示しています。

これらの取り組みの多くは予算措置の状況や情報化技術の進展により内容の変更等が発生する可能性はありますが、今後、本市の情報政策として検討していくべきものとして記載しています。

1. 3 基本方針の期間

本基本方針は、令和2年度から5年間について、本市の行政事務における IT の利用に関して示したものであり、方針期間は令和2年度から令和6年度までの五か年度とします。

なお、本基本方針策定後においても本市を取り巻く環境の変化や、情報化に関する社会情勢の変化により、必要に応じて内容の変更等を行うこととします。

1. 4 官民データ活用推進計画

平成 28 年 12 月, 官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため, 国において官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号 以下「基本法」という)が公布・施行されました。

基本法では, 市に対しても官民データ活用推進計画の策定が努力義務として求められております。

この「芦屋市行政事務における IT 利用基本方針」は, 本市の官民データ活用に関する事項を含めて策定しています。

第二章 行政事務におけるIT 利用基本方針

情報化技術は常に進んでおり、また、セキュリティ面からも定期的にシステムを更新する必要があります。

また、事務の効率化などのため、新たにシステムを導入する必要も生じてきます。

これらの情報化技術の利用にあたっては、以下の方針を基本として検討することとします。

2. 1 情報システムの新規導入・更新

各情報システムを導入・更新する際には、費用対効果を意識するとともに利便性を重視することにより、住民サービスの充実や業務効率化を図ります。

(1) 情報システムの新規導入

情報システムを導入することによる費用対効果や市民サービス向上への影響度などにより、導入の可否を判断していきます。

(2) 既存情報システムの更新

情報システムを安定して利用するためには、定期的な更新が必要不可欠になります。情報システムの利用(サポート)期間の更新は概ね5年ごとが一般的ですが、更新には多大な費用が発生することから、各ベンダーの協力のもと利用(サポート)期間を伸ばすように取り組むなど、情報システムへかかるコストの低減に努めます。

(3) クラウドの活用

現状では本市の情報システムは、サーバを庁内に設置するケースが大半となっておりますが、今後は庁内設置ありきの考え方を改め、積極的にクラウド化を検討していきます。具体的には管理しているデータの内容や管理体制、費用対効果などから、庁内管理すべきシステムとクラウド可能なシステムに分類し、クラウド化を推進します。

また、各種制度の相違等、困難な課題は多く存在しますが、他市町との共同

利用についても検討します。

2. 2 庁内端末等の更新

機器の耐用年数や基本ソフトウェア(OS)等のサポート状況等を勘案し、適切なタイミングで機器更新を図ってまいります。

(1) 庁内ノート PC

一般的に耐用年数は概ね 5 年と考えられており、耐用年数経過により更新することを基本としますが、基本ソフトウェア(OS)等のサポート状況や、庁内情報システムの対応状況等にも応じて、情報セキュリティや業務効率に影響がでないように適切なタイミングで機器更新を図ってまいります。

また、電子会議の浸透を図るため、端末の小型化についても検討していきます。

(2) タブレット端末

課長級以上の職員に貸与しているタブレット端末についても、機器の耐用年数や通信契約期間に応じた更新を行います。

その際には、情報セキュリティや文書共有システムとの親和性に留意しながら、費用対効果の向上が見込める機種及び通信回線を選定していきます。

2. 3 電子会議の推進

本市では、課長級以上の職員にタブレット端末を貸与し、課長級以上の職員で構成される会議については、原則電子会議で行うこととしております。

この取り組みにより、会議準備等の省力化や紙使用量の削減等一定の成果が現れております。

今後も庁内における電子会議を推進するため、貸出し用のタブレット端末の充実を図るとともに、庁内で使用しているノート PC の小型化についても検討していきます。

2. 4 働き方改革への取り組み

現在、庁内で職員の働き方についての検討が行われており、ICT の活用が必要となる取り組みについても検討がされております。

ICT を活用する際には、情報セキュリティへの配慮が最優先となりますが、その中で職員の働き方改革を実現するため、人事部門と協力しながら進めていきます。

2. 5 ICT による業務効率の向上

自動応答サービス等をはじめとした AI や、大量反復処理を自動で行う RPA(Robotic Process Automation)の活用が進んできております。

本市でも、業務の効率化や市民サービス向上の観点から、これらの利用について検討を進めていきます。

また、これらを継続的・安定的に利用するには、現時点での業務の見直しや、事業者による支援や職員によるメンテナンスが必要となってきます。そのため、職員に対する研修にも努めるなど、利用体制の維持を図っていきます。

2. 6 オンライン受付の向上

現在、窓口や電話などで受け付けている、各種申請・申し込みについて、パソコンやスマートホンなどを利用してオンラインで完了できるように進めていきます。

2. 7 端末の庁外利用

本市では現在のところ、庁内端末の庁舎外利用については、基本的には進めておりません。

しかしながら、民間事業者でのデジタルデータ活用の進展に伴い、従来は紙資料でやりとりしていたものが、データでのやりとりに移行するなどしており、特に建築現場での図面の確認・閲覧等でデータを利用する必要があるなど、ニーズが高まってきております。

また、データ活用を推進することにより、紙使用量の削減や紙資料の準備に

かかる業務の縮減効果も期待できます。

そのため、庁舎外での端末利用について検討していきます。

2. 8 オープンデータの取り組み

本市では、これまでもオープンデータに関する取り組みを進めてきているところですが、

今後は、さらなる充実を目指して、庁内向けにオープンデータに関するガイドラインを作成するほか、データ掲載時の支援体制を強化していきます。

また、地理情報システム(GIS)を活用した情報発信についても進めていきます。

2. 9 緊急時対応力の向上

大規模災害やサイバー攻撃等により、情報システムの利用に支障をきたすおそれがあります。本市では、すでに情報システム部門の業務継続計画(ICT-BCP)を策定していますが、今後も状況の変化により適宜見直しを行うとともに、必要な訓練を実施していきます。

また、ICT-BCP 関連以外にも、必要な訓練等を取り入れ、緊急時対応力の向上を図っていきます。

第三章 基本方針の推進体制について

本基本方針は、本市情報セキュリティ委員会において基本的施策の方向性等を踏まえて管理し、個別施策はOA推進委員会等の手続を経て進めていく。